

第四次宮崎県環境基本計画策定業務委託 企画コンペ実施要領

令和2年5月14日改正

1 業務の目的

本県環境行政の基本方針として、平成23年に策定した「宮崎県環境計画」が令和2年度に終期を迎えることから、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効や国の「第五次環境基本計画」の策定など、本県の環境を取り巻く情勢を的確に反映した、新たな宮崎県環境基本計画を策定する。

2 委託業務の内容

別紙 第四次宮崎県環境基本計画策定業務委託仕様書のとおり

3 委託料の上限

11,843,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託の期間

契約締結の日から令和3年3月24日まで

5 企画コンペに参加する者に必要な資格等

次の(1)から(7)のすべてを満たす法人

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業種で、種目が「U-04 調査・研究・検査」である者
- (2) 本業務の実施について、十分な遂行能力を有し、過去に環境基本法第7条に規定する地方自治体の環境基本計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、改定又はこれらに関する調査等の業務の受託実績がある者
- (3) 過去に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定する廃棄物処理計画又は第2次循環型社会形成推進基本計画第4章第4節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定、改定又は調査等の業務の受託実績がある者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされていない者
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者

6 企画コンペ実施の告知方法

県ホームページにより告知

7 スケジュール

- | | | |
|-----------------|--------------|--------|
| (1) 実施公告 | 令和2年5月15日（金） | |
| (2) 事前説明会 | 実施しない | |
| (3) 質問書の受付締切 | 令和2年5月21日（木） | 午後5時まで |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和2年5月28日（木） | 午後5時まで |
| (5) 宮崎県による質疑 | 令和2年6月1日（月） | 正午まで |
| (6) 事業者による回答 | 令和2年6月3日（水） | 正午まで |

- (7) 企画コンペ 令和2年6月4日(木) ※企画提案書等の書面審査
(8) 採択・不採択決定・通知 令和2年6月5日(金)

8 企画コンペの実施方法

(1) 事前説明会

事前説明会は行わない。

(2) 質問事項の対応

受付期間：告知の日から令和2年5月21日(木)午後5時まで

受付方法：別紙1「質問書」によりファクス又は電子メールにて提出すること。

回答方法：質問者にファクス又は電子メールにて随時回答する。

(3) 企画提案書等の提出

提案は、1者につき1案までとする。

提出書類：①企画書(6部)

- ・様式1企画提案書により提出すること。
- ・書式はA4用紙縦置き横書きとし、ページ番号を挿入すること。
- ・フォントは12ポイントを基本とすること。
- ・資料を含め20ページ以内とすること。

②見積書(1部)

- ・宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・積算内訳を記載すること。
- ・金額は「税抜き」とすること。

③定款等(各1部)

- ・定款、事業年度終了後、所轄庁に提出している書類のうち、前年度の事業報告書、収支計算書及び役員名簿(性別、生年月日の記入を必須とする。)

提出期限：令和2年5月28日(木)午後5時必着

提出方法：持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る)

提出先：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県環境森林部環境森林課 温暖化・新エネルギー対策担当

TEL 0985-26-7084 FAX 0985-26-7311

E-mail kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

(4) 審査方法

審査員(計5名)による書面審査とする。

なお、宮崎県からの質疑がある場合は、令和2年6月1日(月)正午までにファクス又は電子メールにて事業者へ送信する。質疑を受けた事業者は、令和2年6月3日(水)正午までにファクス又は電子メールにて宮崎県へ回答するものとする。

(5) 審査結果の通知

採択・不採択にかかわらず通知する。

9 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)

10 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

(宮崎県財務規則第101条第2項各号の規定に該当する場合は免除)

11 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。
- (4) 提出書類に虚偽の内容があった場合は無効とする。
- (5) 審査に係る一切の異議申し立ては認めない。

12 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県 環境森林部 環境森林課 温暖化・新エネルギー対策担当
TEL 0985-26-7084 FAX 0985-26-7311
E-mail kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

13 その他

- (1) 令和2年4月 1日 施行
- (2) 令和2年4月13日 改正
- (3) 令和2年5月14日 改正